

藤沢市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

制定 令和2年 6月30日

改正 令和8年10月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における特殊詐欺被害の未然防止を目的として、迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する費用に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、欺罔行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等（キャッシュカード等を含む。）を交付させる等の行為をいう。
- (2) 電話機等 電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機、又は固定電話機に取り付ける機器で、市長が認めたもの。

(補助対象)

第3条 この補助金は、次の要件をすべて満たす者（以下「補助対象者」という。）が、電話機等を購入した場合に交付する。

- (1) 市内に居住する70歳以上の市民で、同居住地において電話機等を設置し利用すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその者の属する世帯の世帯員が、補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して6年間、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(4) 藤沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は電話機等の購入費に3分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。ただし、以下の経費については、交付の対象としない。

(1) 修理、点検等に係る経費

(2) 消耗品の交換等に係る経費

(3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費

(4) 電話機等の設置に係る経費

(5) 電話機等の配送に係る経費

(6) 補助対象者が2名以上居住する世帯における、複数台の電話機等の購入費

(7) クレジットカード等の決済サービス又は電話機等を販売する店舗等が発行するポイントの円換算分及びキャッシュバック相当額分

(8) 国、都道府県又は市区町村が発行する商品券等（キャッシュレスサービスを含む。）を利用して電話機等を購入した場合、当該商品券等の利用相当額分

(9) その他、電話機等の購入経費として適当でないと市長が認めたもの

2 前項において算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額を補助金額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 申請者は、第3条第1号に規定する居住地内に電話機等を設置し、迷惑電話防止機能の設定を有効にした上で、藤沢市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼事業完了届（第1号様式）に次の必要書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 電話機等の購入時の領収書（申請者の氏名、購入品目、販売事業者名及び領収日の記載のあるもの。）の写し

(2) 振込先口座の通帳等の写し

(3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、当該申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）

により、その結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり条件又は指示を付けるものとする。

(1) 規則及び要綱を遵守すること。

(2) 補助金交付の対象となった電話機等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないこと。

(3) 市長が行う調査（アンケート等）又は資料の提出の求めに対し、誠意を持って応じること。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により決定した補助金は、市長が補助金交付を決定後、速やかに交付するものとする。

（財産処分の制限）

第8条 規則第11条ただし書の補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間は、補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して6年とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

藤沢市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼事業完了届

藤 沢 市 長										年 月 日			
〒													
申 請 者 住 所 藤沢市													
ふりがな													
氏 名													
電話番号										※迷惑電話防止機能の動作確認のため、市から電話をかけます。			
生年月日										年 月 日 性別 男・女			
(任意) 連絡先Tel													
次のとおり申請します。なお、申請に当たり、私は藤沢市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員でないことを誓約します。また、補助金交付決定の審査において、住民基本台帳及び藤沢市税の納付状況を照会すること、並びに藤沢市暴力団排除条例に基づき暴力団員でないことを確認するため神奈川県警察本部に照会することに同意します。													
電話機等		製造者（メーカー）				機種（型番）							
購入年月日		年 月 日				購入金額		円					
振込先口座		私に支給される補助金については、次の口座に振り込んでください。なお、私以外の者の口座を記載した場合には、受領に関する権限を委任したものとして取り扱ってください。											
		金融機関名							支店名				
		金融機関コード							店舗コード				
		口座種別		普通 当座 その他		口 座 番 号							
		(フリガナ) 口座名義											
添付書類		☐ 電話機等の購入時の領収書の写し ☐ 振込口座の通帳等の写し ☐											
事務処理欄		機器動作確認											

補助金交付（不交付）決定通知書

		年 月 日
様		
		藤沢市長
次のとおり決定します。		
事業名	迷惑電話防止機能付電話機等購入事業	
設置場所		
交付の可否	可 否 理由（ ）	
補助金の額	円	
条 件		
指示事項		
その他		